様式第7号(第11条・第12条関係)

第　　　号

年　月　日

　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　都留市福祉事務所長

保　育　実　施　解　除　通　知　書

　　　　様

次の児童について保育の実施を解除することを決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 入所する児童の氏名及び生年月日 |  |
| 入所する保育所の名称及び所在地 |  |
| 保育の実施の解除の年月日 |  |
| 保育の実施の解除の理由 |  |
| この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 |